

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年8月13日(金)午後1時30分
2. 開 会 令和3年8月13日(金)午後1時30分
3. 開 議 令和3年8月13日(金)午後1時30分
4. 閉 会 令和3年8月13日(金)午後1時52分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1番 尾崎 義治	2番 柏木 彰文	3番 鈴木 隆文	4番 田中 英二
5番 山本 孝一	6番 市川 博	7番 後呂 豊	8番 高垣 啓
9番 藤原 久恵	10番 杉谷 孫司	12番 小野 真一	13番 小阪 孝太郎
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

11番 寒川 敏行	14番 楠本 徹男
-----------	-----------
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 榎本 隆司	主 事 大平 真也	主 事 宮山 蓮
-----------	-----------	-----------	----------

9. 議事日程

議題

議案第25号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可について	1件
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	2件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から8月の農業委員会を開催させていただきたいと思えます。それでは早速ですけれども、会長職務代理者にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11番の寒川 敏行委員、14番の 楠本 徹男委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の柏木 彰文委員と9番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2番委員

9番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第25号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第25号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は13,798㎡です。譲受人は、〇〇番〇〇さん61歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん86歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、28,049㎡となります。申請理由は、譲受人においては、当該地に隣接する農地を所有しており、農業経営の拡大を図りたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、10年以上耕作できておらず、後継者もいません。今回、隣接農地を所有する譲受人に所有権を移転したく、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第25号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から

説明願います。

事務局 はい。議案第26号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は858㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん71歳です。所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人は農地の維持管理が困難であり、有効に活用する方法を考えていたところ、譲受人が太陽光発電を行い売電したいと考え、承諾したため、本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。～理由書・工程表等説明～本件につきましては7月の農業委員会において上程いたしましたが、隣接農地の同意を得られていなかったため、調査委員会を設置し、本申請地を調査いただき、本申請の妥当性をこの農業委員会で報告していただくこととなっております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。本件につきましては調査委員会からご報告いただきます。〇〇委員、お願い致します。

〇〇委員 異議ございません。

議長 今、調査委員会から報告をいただきました。委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第26号につきましては、申請通り承認

いたします。続きまして、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願い致します。～〇〇委員 退席～事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は2件、3筆で、9,197㎡となっております。1番、2番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,025㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん64歳です。令和3年9月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん62歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇字〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、3,620㎡、4,552㎡の、合計8,172㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん66歳です。令和3年9月1日から19年11ヶ月の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第27号につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～ 〇〇委員 着席 ～ 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～農政情報の配布について
～白浜町農業委員会委員予定者名簿について
～9月の農業委員会の日程について
(説明) 事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年9月10日(金)午後1時30分から富田事務所 2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

尾崎会長職務代理者は、午後1時52分に閉会を宣した。

閉会終了 午後1時52分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。